## 主 本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。 理 由

一 上告代理人岩佐善巳、同宗宮英俊、同大沼洋一、同兼行邦夫、同赤塚信雄、 同小見山進、同田原恒幸の上告理由第一点について

は、同法にいう業務上の疾病とは認められないというものであった。 2 所論は、右事実関係によれば、本件被災者らは、専ら労働基準法及び労働者 災害補償保険法の施行前にペンジジン製造業務に従事したにすぎないにもかかわら ず、その疾病につき、労働者災害補償保険法の適用があるとした原判決には、同法 三条一項、一二条の八第一項、第二項、附則五七条二項の解釈、適用を誤った違法 があるというのである。

所論は、労働基準法に基づく使用者の災害補償責任は、使用者が労働契約に基づき労働者をその支配下に置き労務の提供をさせる過程において、労働者が負傷し又は疾病にかかるなどした場合に、使用者にその損失を補てんさせる点にその本質があるのであるから、使用者は、その責任の根拠となる業務上の事由が生じた時点における法規に基づく責任を負担するにとどまるものであると主張するが、災害補償者にの本質が右のようなものであるからといって、可及的に被災労働者の救済を図るという見地から、労働基準法の施行前に従事した業務に起因して同法施行後に発病した場合をも同法の適用対象とすることが許されないとすべき理由はない。

そして、労働者災害補償保険法もまた、同法の施行後に疾病の結果が生じた場合については、それが同法施行前の業務に起因するものであってもなお同法による保険給付の対象とする趣旨で、同法附則五七条二項において、同法施行前に発生した業務上の疾病等に対する保険給付についてのみ、旧法によるべき旨を定めたものと解するのが相当であり、健康保険法の一部を改正する等の法律(昭和二二年法律第四五号)附則三条ないし五条の規定の文言も、右解釈の妨げとなるものではない。また、一般に、保険制度に基づく保険給付は、本来、費用負担者から拠出された保険料を主な財源とするものである以上、保険制度が発足する以前に原因行為があり、結果がその発足後に発生した場合に、これを保険事故として保険給付をするとは、例外的な扱いであるといわなければならないが、業務上の事由によって被害

を受けた労働者に対する補償を実効的に行うことを目的として労働者災害補償保険 制度が導入されたことなどから考えると、前記のように、労働者災害補償保険法が これを保険給付の対象としたことには、合理的な理由があるものということができ る。

そうすると、労働者災害補償保険法施行後に生じた本件被災者らの疾病は、 本件被災者らがベンジジンの製造業務に従事した期間が同法施行前であるからとい って。同法七条一項一号所定の業務上の疾病に当たらないということはできず、同 法一二条の八所定の保険給付の対象となり得るものというべきである。以上と同旨 の原判決は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。 □点について

本件不支給決定の理由は前示のとおりであり、上告人は、本件被災者らの疾病が第一審判決別表(一)記載のベンジジン製造業務就労事業場における業務に起因す るものであるか否かの点については調査、判断することなく、専ら本件被災者らが 右業務に従事した期間が労働者災害補償保険法の施行前であることを理由に、本件 不支給決定をしたことが明らかである。被災労働者の疾病等の業務起因性の有無については、第一次的に労働基準監督署長にその判断の権限が与えられているのであ るから、上告人が右の点について判断をしていないことが明らかな本件において は、原判決が、本件被災者らの疾病の業務起因性の有無についての認定、判断を留 保した上、本件不支給決定を違法として取り消したことに、所論の違法はない。論 旨は採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全 員一致の意見で、主文のとおり判決する。 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	遠	部	逸	夫
裁判官	園坂貞佐可	上	逸 壽 克	夫夫己
裁判官	貞.	家藤	克.	己
裁判官	佐	滕	庄 市恒	郎 雄
裁判官	可	部	恒	雄